

重要事項説明書

訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションサービスの提供開始にあたり、厚生労働省令37号8条に基づいて、当事業者が利用者に説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 事業者・事業所概要

事業者名	医療法人社団協友会
所在地	埼玉県吉川市大字平沼111
設立年月日	1978年7月1日
電話番号	048-773-1111
代表者氏名	理事長 平岡 邦彦

事業所名	船橋総合病院 訪問リハビリテーション
事業所 所在地	船橋市北本町1-13-1
介護保険指定番号	千葉県 1212816858
管理者氏名	院長 八田 哲
電話番号	0570-07-2784 (代表)
FAX番号	047-425-2262 (リハビリテーション科)
インターネットアドレス	http://www.fgh-carrot.com/

2. 事業の目的と運営方針

1) 事業の目的

- ・介護保険法令に従って、利用者またはその家族が、可能な限り快適な日常生活を営むことができるよう、利用者に応じた訪問リハビリテーションサービスを提供します。

2) 運営方針

- ・事業の実施にあたっては、利用者である要介護者又は要支援者等の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。
- ・従業者は、要介護者又は要支援者等の心身の特性を踏まえて、訪問リハビリテーション計画を作成し計画に沿って、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、居宅においてリハビリテーションその他必要な付随業務を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図ります。
- ・事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者及び他の居宅サービス事業者ならびにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

3. 従業者の職員体制

資格	専従	非専従	計
理学療法士	0名	5名	5名
作業療法士	0名	0名	0名
言語聴覚士	0名	0名	0名

4. 営業時間

平日	午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分
休業日	日曜・祝日および 12 月 31 日～1 月 3 日

5. 訪問リハビリ実施地域

船橋市

6. 当事業所（船橋総合病院）への診察について

訪問リハビリテーションを実施するにあたり、主治医（リハビリ担当医師）より訪問リハビリテーションの指示が必要となります。訪問リハビリテーションは、指示を行う医師の診察から 3 ヶ月以内に行われた場合に実施出来るとされており、3 ヶ月に 1 度の頻度で診察が必要となります。

当事業所医師が主治医の場合、3 ヶ月以内の定期的な診察を継続することで、訪問リハビリテーションが実施出来ます。

他院が主治医の場合には、主治医の診察を継続して頂く他に、当事業所医師の診察が 3 ヶ月に 1 度必要となります。

通院が困難で訪問診察を利用している場合、担当医師から情報提供を頂くことで、訪問リハビリテーションが実施出来ます。

7. 利用料金

各種保険法令に定める額（別紙参照）

8. 相談・苦情申立窓口

当事業所の訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションに関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

＜医療法人社団協友会 船橋総合病院 相談・苦情窓口＞

担当者	医事課 櫻庭 竜也
対応日時	営業時間に准ずる
相談方法	電話、FAX、面談、文章、インターネット
連絡先	電話番号 0570-07-2784 FAX 番号 047-425-2920 インターネットアドレス http://www.fgh-carrot.com/

＜保険者窓口＞

船橋市役所 介護保険課	047-436-2302
千葉県国民健康保険団体連合会 介護保険課 苦情処理係	043-254-7428
千葉県運営適正化委員会	043-246-0294

9. 緊急時の対応方法

利用者の主治医又は事業所の協力医療機関（船橋総合病院）への連絡を行い、医師の指示に従います。また、緊急時連絡先として記載された連絡先及び担当介護支援専門員に連絡いたします。

10. 災害防災対策

利用者宅地域の災害時避難施設を緊急時連絡先として記載された方と事前に確認し、災害時には状況に応じて避難誘導いたします。避難誘導は利用者宅の避難経路に従い、安全性が確保され次第避難誘導を行うものとします。

11. 虐待防止に関する事項

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- ・虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- ・虐待防止のための指針の整備をする。
- ・虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- ・前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

12. 業務継続計画の策定等

- ・事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問リハビリテーションの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という)を策定し、当該事業継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- ・事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- ・事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

契約時の重要事項説明確認及び契約締結日

令和 年 月 日

訪問リハビリテーションサービスの提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び重要事項説明書に基づいて、サービス内容及び重要事項を説明しました。なお、上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業所が署名を押印の上、1通ずつ保有するものとします。

契約事業所 所在地 千葉県船橋市北本町1-13-1
名称 船橋総合病院
事業所番号 第1212816858号
代表者 平岡 邦彦 印

説明者 所属 リハビリテーション科
氏名 印

私は、契約書及び重要事項説明書に基づいて、事業所からサービス内容及び重要事項の説明を受けました。

利用者 住所

氏名 印

利用者本人が書類への署名困難、また判断を下せない状況になった場合は、私が代理人として署名・判断・対応致します。

代理人 住所

氏名 ((利用者との関係性 :) 印